

平成29年5月25日

各位

会社名	センコン物流株式会社
代表者名	代表取締役社長 久保田 晴夫 (JASDAQ・コード9051)
問合せ先	常務取締役 管理本部長 柴崎 敏明 電話022-382-6127

監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、本年6月29日開催予定の当社第58回定時株主総会の承認を条件として、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること及び本移行に伴う定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に伴う監査等委員会設置会社へ移行後の役員人事につきましては、本日付の「代表取締役の異動及び監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るものです。

(2) 移行の時期

本年6月29日開催予定の定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定であります。

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

① 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、本年6月29日開催予定の当社第58回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

② 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第20条（取締役会）の取締役

会の招集権者及び議長について所要の変更を行うものであります。

③ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(3) 日程

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・ 定款変更のための株主総会開催日 | 平成29年6月29日（木） |
| ・ 定款変更の効力発生日 | 平成29年6月29日（木） |

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>および会計監査人を置く。 第5条 (条文省略) 第2章 株 式 第6条～第9条 (条文省略) 第3章 株主総会 第10条～第15条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社は<u>取締役に10名以内を置く。</u> (新設) (選任) 第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 (条文省略) (任期) 第18条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> (新設) <u>2 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u> (新設) 第19条 (条文省略) (取締役会) 第20条 取締役会は、取締役<u>社長</u>が招集し、その議長となる。取締役<u>社長</u>に事故あるときは、取	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>および会計監査人を置く。 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条～第9条 (現行どおり) 第3章 株主総会 第10条～第15条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社の<u>取締役(監査等委員である取締役は除く。)</u>は、<u>10名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> (選任) 第17条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役にそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 (現行どおり) (任期) 第18条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> (削除) <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u> 第19条 (現行どおり) (取締役会) 第20条 取締役会は、取締役<u>会長</u>が招集し、その議長となる。取締役<u>会長</u>に事故あるときは、取

現 行 定 款	変 更 案
<u>日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u> <u>2 当社は、監査役との間に当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</u> (新設) (新設)	(削除) <u>第5章 監査等委員会</u> <u>(監査等委員会)</u> <u>第23条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u> <u>3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款に規定あるものを除くのほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u>
第6章 計 算 第28条～第31条 (条文省略) (新設) (新設)	第6章 計 算 第24条～第27条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、第58回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>